

第28回 最終回（補講）：補足・総括・試験

2011/01/26

松岡 久和

【所有権留保に関する最近の注目すべき判例】

- ・ 最判平22・6・4判時2092-93：自動車の購入者から委託されて販売会社に売買代金の立替払をした者が、購入者及び販売会社との間で、販売会社に留保されている自動車の所有権につき、これが、上記立替払により自己に移転し、購入者が立替金及び手数料の支払債務を完済するまで留保される旨の合意をしていた場合に、購入者に係る再生手続が開始した時点で上記自動車につき上記立替払をした者を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、上記立替払をした者が上記の合意に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。
- ・ 2つの衝撃
 - ① 所有権留保の担保権的構成⇒民事再生における**別除権扱い**（取戻権との実質的な差はほとんどないが）
 - ② 〃⇒**対抗要件の必要性（登記・登録）**
 - 従来は、所有権留保には対抗要件不要、弁済者代位による権利移転にも対抗要件不要
- ・ 本判決の射程－三者契約における当事者意思の重視・被担保債権額が決定的か？また民事再生における一般債権者との衡平も理由か？また、そもそもこの事件では、原告が別除権を行使すると主張していたという点も気になる（原審：札幌高判平20・11・13金判1353-35、第1審：札幌地判平成20・4・17金判1353-40を参照）。
- ・ 早速これに従う裁判例：東京地判平22・9・30未公刊（平成22年(ワ)第5104号）：民事再生で所有権留保は別除権。対抗要件必要（引き渡した商品の分別なし⇒占有改定否定）。
- ・ 従来から別除権・更生担保権構成を取るもの
 - 東京地判平18・3・28ジュリ1389-100（民事再生。ただし被担保債権が代金債権以外を含む拡張された所有権留保）
 - 東京地判平16・4・13金法1727-108（破産。ただし原告が別除権を主張したところ、一切の債権を被担保債権とする点で公序良俗違反とされた事例）
 - 札幌高決昭61・3・26判タ601-74（破産。取戻権を否定し別除権とする）
 - 大阪高判昭59・9・27判タ542-214（会社更生で更生担保権とするが傍論？）

【動産売買先取特権と所有権留保の優劣】

Case28-01 XはAから代金2400万円を納品後の1か月後とする約定で、1箱12ダース入りの甲20箱の注文を受けた。

Xは次のように迷っている。すなわち、Aの業績は最近あまりよくなく、資金繰りに苦労しているようである。しかし、Xがこれまで納品した商品については、ほぼ遅れることなく支払いがなされてきたため、Xが強いて担保の提供を求めると、取引自体を打ち切られてしまって元も子もない。また、Aから担保を取ることを考えても、Aの本社の土地建物もほとんどの財産もすでに担保に取られているよう、実際に担保

として期待できるのは、自分が納品する商品甲くらいである。そこで、せいぜい、売買契約に、「甲の所有権は売買代金の完済によってAに移転する。ただし、代金完済前であっても、通常の営業の範囲でAが甲を売却することを妨げない。」くらいの条項を入れることを認めさせたい、と。

Aが、案の定、甲を搬入する自社倉庫の商品すべてをYに担保として包括的に譲渡する契約を結んでいたとすると、Yとの関係で、Xにはどのような権利があるか。XとA間の契約で上記条項がない場合とある場合とを比較しなさい。

1 動産売買先取特権 vs 集合動産譲渡担保

- 倉庫への搬入により集合物の構成部分となった甲については、Yへの占有改定による引渡しが行われたことになるから、Xの動産売買先取特権は消滅する（333条。最判昭62・11・10民41-8-1559=P335）←→学説の多くは多様に批判。譲渡担保は質権に準じ、334条を類推するとの説が有力
- 甲が譲渡担保の目的物になってもA→Yの新たな転売代金債権のようなものが生じる訳ではないので、Xが動産売買先取特権に基づく物上代位権を行使する余地もない。
- 甲が通常の営業の範囲で転売された場合の転売代金債権については、どうなるか不明。転売代金はAが営業等に使用できることになるはずで、対象の固定化前に転売代金債権に対して譲渡担保権者が物上代位権を行使することはできないだろう。他方、Xには動産売買先取特権自体が消滅した代償として物上代位を認める余地があるが、先取特権をYに主張できないXが、物上代位で逆転してYに優先するとは考えにくい。

⇒おそらく全面的にY優先

2 所有権留保 vs 集合動産譲渡担保

- 倉庫への搬入により集合物の構成部分となった甲についても、所有権はXに留保されている。AからYへの所有権の移転は、通常の営業の範囲内での売却とは異なるため、有効な処分にはならない。Yが所有権を取得できるとすれば即時取得によるしかないところ、譲渡担保の対抗要件である占有改定では即時取得は成立しない。
- 甲が通常の営業の範囲で転売された場合の転売代金はAが営業等に使用できるという趣旨ともみられるが、転売代金からXへの代金を払えという趣旨とも受け取れる。前者だとXが転売代金および転売代金債権に権利を主張することはできないように思われる。後者だと、売買代金債権に対し、所有権留保に基づいて物上代位権を行使する余地がある（直接の判例はない）。
- 転売代金債権の譲渡担保の可能性はXにもYにもありうるが、その旨の明示の合意と、債権譲渡につき確定日付のある通知または承諾、もしくは債権譲渡登記という対抗要件を備えていないと第三者には対抗できない。本問ではそのような事実はない。

⇒おそらく全面的にX優先